

特定公共賃貸住宅福本団地（1 号棟）

《入居申込案内書》



神 河 町

《 1. 申込から入居までの流れ 》

【入居申し込み】

- ・ 受 付 期 間 入居者決定まで
- ・ 申 し 込 み 先 神河町役場 住民生活課 (Tel 0790-34-0963)
- ・ 申し込み要領 入居申込書のほかに 3、4 ページ記載の必要書類を添えて提出してください。

※ご注意

申込は一世帯 1 通に限り、2 通以上の申込があった場合はすべて無効



【審 査】

- ・ 入居申し込み先着順に入居資格の有無を審査し、入居者を決定します。



【審査結果通知】

- ・ 申込まれた方に郵送にて通知します。



【入 居】

- ・ 入居日：入居手続き完了後、入居可となります。
- ・ 家 賃：月額 70,000 円となっています。但し、入居者の所得により家賃の減額を受けることができます。
対象者：所得月額が 15 万 8 千円以上 48 万 7 千円以下の収入額
15 万 8 千円以上 25 万 9 千円以下については 7,000 円の減額
25 万 9 千円超 36 万 1 千円以下については 2,000 円の減額
- ・ 指定日に敷金 21 万円（基本家賃の 3 ヶ月分）を持参の上、連帯保証人 2 名が連署した請書などを提出していただきます。
- ・ 正当な理由がなく、指定された期間内に敷金等の手続きをされない場合は、入居の決定が取り消されます。
- ・ 神河町が実施する「若者世帯向け家賃補助制度」の対象物件となり、該当世帯は最大月額 2 万円の家賃補助を受けることができます。
- ・ 毎月月末（休祝日の場合は翌営業日）に引き落としします。

【お問い合わせ・申込みは】

〒679-3116

神崎郡神河町寺前 64 番地 神河町役場 住民生活課

N T T 0 7 9 0 - 3 4 - 0 9 6 3

《 2. 入居資格について 》

特定公共賃貸住宅福本団地に応募される方は、次の項目に該当していることが必要です。

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族がある方。（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）
- ② 自ら住居するために住宅を必要とする方。
- ③ 入居の日から 14 日以内に、当該住宅の所在地に住民登録が出来る方。
- ④ 所得が一定の基準に該当する方。
 - ・月当りの所得が 15 万 8 千円以上 48 万 7 千円以下の範囲の方。
- ⑤ 連帯保証人のある方。
 - ・申込本人と同程度以上の収入のある 2 名の連帯保証人が必要です。
- ⑥ 暴力団員でない方。
 - ・暴力団員又は暴力団密接関係者は、賃貸住宅に入居することはできません。

《 3. 入居申し込み必要書類 》

（◎は必ず、その他は該当者のみ）

勤続（事業継続）区分		入居 申 込 書	① 住民票謄本（本籍及び続柄）	② 所得課税証明書（夫婦ともに提出）	③ 健康保険被保険者証（写…世帯全員分）	④ 納税証明書（夫婦ともに提出）	⑤ 源泉徴収票	⑥ 在職証明書	⑦ 給与支払証明書	⑧ 確定申告書の写し	その他 該当者のみ
給与所得者	現在の勤務先に令和 5 年 12 月 31 日以前に就職し、引き続いて勤務している方	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎			⑨⑩⑪⑫⑬
	現在の勤務先に令和 6 年 1 月 1 日以降に就職し、引き続いて勤務している方	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎		
自営業者	現在の事業を令和 5 年 12 月 31 日以前に開業し、引き続いて営業している方	◎	◎	◎	◎	◎					
	現在の事業を令和 6 年 1 月 1 日以降に開業し、引き続いて営業している方	◎	◎	◎	◎	◎				◎	
現在、無職・無収入の方		◎	◎	◎	◎	◎					

※ 上記の区分により次の関係必要書類を持参してください。

① 住民票謄本

入居予定者の「世帯全員の住民票」

(外国人の方は「在留カード」又は「特別永住者証明書」をご持参下さい。)

② 課税(所得)証明書

令和6年1月1日現在の住所地の市(区)役所、町役場で交付を受けてください。課税証明書の交付を受けられない場合、非課税証明書を提出。

③ 健康保険被保険者証(写)

入居を希望される世帯員全員分

④ 納税証明書

現在の住所地の市(区)役所、町役場で交付を受けてください。

⑤ 給与所得の源泉徴収票(前年所得が確認できない場合)

上記②があれば不要

⑥ 在職証明書

現在の勤務先から証明を受けてください。(任意様式)

⑦ 給与支払証明書

令和6年1月1日以降に就職し、引き続いて勤務している方は、現在の勤務先から証明を受けてください。(任意様式)

⑧ 確定申告書の写し(前年事業所得が確認できない場合)

上記、課税証明書があれば不要。該当者のみ

⑨ 退職証明書

現在退職した場合、勤務していた先で証明を受けてください。(任意様式)

⑩ 公的年金等の源泉徴収票(写)又は年金の決定(裁定)通知書(写)など

年金を需給中の方のみ

⑪ 雇用保険受給資格者証

雇用保険受給中の方は、資格者証の写しを提出してください。

⑫ 家賃の支払い状況が確認できる書類

現在、借家にお住まいの方は、家賃のかよい帳など家賃の支払い状況が確認できる書類を提出してください。

⑬ 売買契約書の写し

現在、持ち家にお住まいの方は、入居時までに持ち家の処分を証明できる書類を提出してください。

《 4. 収入基準 》

次により計算してください。

申し込み本人及び同居親族で収入のある方全員の年間総収入または年間総所得金額（令和5年1月から12月まで）が対象となり、1年に満たない場合は、その実績をもとに計算式により1年分を見込み算出してください。

不安な方は、役場住民生活課にお問い合わせください。

計算方法 (A)-(B) ÷ 12 か月 = 収入月額

(A表及びB表参照)

収入月額が15万8千円以上48万7千円以下の範囲の方なら申し込みできます。

④とは……年間総所得金額（または、年間合計総所得金額）

◎ 給与所得及び年金所得の方は、下記の要領で年間総収入金額（税込み金額）から年間総所得金額を計算してください。

◎ 事業所得の方は、そのまま金額が年間総所得金額です。

・ 給与所得の方

年間総収入（税込み）金額		年間総所得金額の計算式	年間総所得金額④ 円 ⑤所得のある方が 2人以上の世帯は、 ここで所得を合算 してください。
551,000 円未満		年間総所得金額＝「0」円	
551,000 円以上 1,619,000 円未満		年間総所得金額＝年間総収入金額－550,000 円	
1,619,000 円以上 1,620,000 円未満		年間総所得金額＝「1,069,000」円	
1,620,000 円以上 1,622,000 円未満		年間総所得金額＝「1,070,000」円	
1,622,000 円以上 1,624,000 円未満		年間総所得金額＝「1,072,000」円	
1,624,000 円以上 1,628,000 円未満		年間総所得金額＝「1,074,000」円	
1,628,000 円以上 ～ 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 (ア)収入金額÷4,000 円で算出し た答の小数点以下を切り捨てる。 (イ)上の(ア)で算出した数値に 4,000 円を掛ける。 次に(イ)で算出した金額を右の 算出式にあてはめてください。	左のとおり端数整理した支払金額×0.6 +100,000 円	
1,800,000 円以上 ～ 3,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額×0.7 -80,000 円	
3,600,000 円以上 ～ 6,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額×0.8 -440,000 円	
6,600,000 円以上～8,500,000 円未満		年間総収入金額×0.9-1,100,000 円	

⑥とは………控除合計金額

◎次の要領で控除合計を計算してください。

控 除 名			控除対象者の範囲	計 算 式
①	扶養・同居親族控除		申し込み本人以外の入居家族 および別居している所得税法 上の扶養親族	380,000 円× () 人＝
特 別 控 除 対 象 者	②	老人控除対象 配偶者控除	70 歳以上の扶養親族・配偶者	100,000 円× () 人＝
	③	老人扶養控除		
	④	特定扶養親族控除	16 歳以上 23 歳未満の扶養親族	250,000 円× () 人＝
	⑤	寡婦（夫）控除	死別、離婚したのち婚姻をして いない者など ※事実婚の解消を含む	270,000 円× () 人＝ （その者の所得金額が 27 万 円未満のときはその額）
	⑥	ひとり親控除	死別、離婚したのち婚姻をして いない者などのうち生計を 一にする子がある者	350,000 円× () 人＝ （その者の所得金額が 35 万 円未満のときはその額）
	⑦	特別障害者控除	申し込み本人あるいは①の該 当者で、1～2 級の身障者など	400,000 円× () 人＝
	⑧	障害者控除	申し込み本人あるいは①の該 当者で、3～6 級の身障者など	270,000 円× () 人＝
⑨	給与所得控除		申込者本人又は同居親族で過 去一年間において給与所得又 は公的年金等に係る雑所得を 有する者	100,000 円
⑩	公的年金等所得控除			①～⑧と重複して控除す ることができます。

控除合計金額⑩

円

就業又は開業されてから 1 年未満の世帯の計算方法

収入（就職した翌月から
申し込み月の前月まで）

働いた月数（就職した翌月か
ら申し込み月の前月まで） × 12 か月 + 夏期・冬期などのボーナス支給（推定額）＝推定年間総収入金額

<事業等所得の方も同様にして年間総所得金額を推定してください>

（注意）今後、国の制度の見直しに伴い月収額の区分、控除の内容等が変更になるこ
とがあります。

《5. 注意事項》

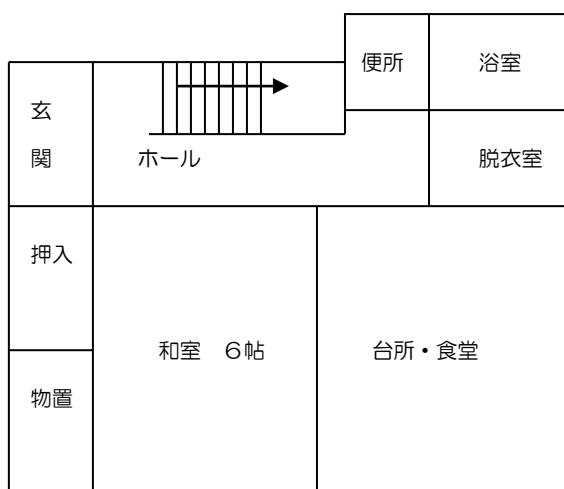
- ・ 団地内では、犬、猫、鳥などの動物の飼育は認めていません。（障害者で盲導犬などを必要とされる方は、御相談下さい。）
- ・ 庭の手入れは、原則入居者で実施していただきます。
- ・ 入居後は、福本区(自治会)に入り、区民としてお付き合いをして頂きます。

《 6. 施設の概要 》

1. 住宅名：特定公共賃貸住宅福本団地 1 号棟
2. 所 在：神河町福本 874 番地の 2
3. 構 造：木造瓦葺 2 階建（駐車場あり）
 - 1 階…食堂兼台所、6 帖和室、風呂、便所
 - 2 階…6 帖洋室 3 間

＜施設平面図＞

1 階平面図



2 階平面図

